

第六号様式の二の次に次の一様式を加える。

第6号様式の3(第14条の3関係)

介護時間願簿

(所属) (職) (氏名)

(第一面)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※要介護者に関する事項	氏名		※要介護者の状態及び具体的な介護の内容		※請求年月日	※本人印	承認の可否	決裁者の印		備考
	続柄	同・別居	同居室	別居室				決裁者	裁	
連続する3年の期間	年	月	日から	年	月	日まで				
※	請求の期間				年	月	日	時	分	
年	月	日	□毎日		年	月	日	午前	分	時
年	月	日	□その他	()	年	月	日	午後	分	時
年	月	日	□毎日		年	月	日	午前	分	時
年	月	日	□その他	()	年	月	日	午後	分	時
年	月	日	□毎日		年	月	日	午前	分	時
年	月	日	□その他	()	年	月	日	午後	分	時
年	月	日	□毎日		年	月	日	午前	分	時
年	月	日	□その他	()	年	月	日	午後	分	時
年	月	日	□毎日		年	月	日	午前	分	時
年	月	日	□その他	()	年	月	日	午後	分	時
年	月	日	□毎日		年	月	日	午前	分	時
年	月	日	□その他	()	年	月	日	午後	分	時

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

※ 請求の期間		時間		※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁者の印	裁	備考
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	
年	月	日から	□毎日	午前	時	分～	時	分	
年	月	日まで	□その他 ()	午後	時	分～	時	分	

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第三面)

※	休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁		備 考
	年	月	日	時間		決 裁 者 の 印		
	年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
	年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
	年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
	年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
	年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
	年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
	年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
	年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
	年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
	年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
	年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
	年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
	年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
	年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第五号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教 育 長 守 屋 守

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

山梨県教育事務所処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による」を削り、「部分休業」の下に「（育児に係るものに限る。）及び介護時間」を加える。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

- 第四十条の三** 所員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿（第二十一号様式の三）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、介護時間願簿により介護時間を得るものとし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。
- 3 第三十二条第三項の規定は、介護時間願簿にこれを準用する。
- 第二十一号様式の二を次のように改める。

第21号様式の2 (第40条の2関係)

介護休暇願簿

(所属) (職) (氏名)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※要介護者に関する事項	氏名	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄	同居	別居
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となった時期		年 月 日	

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

指定期間の申出・指定														
第1回				第2回				第3回						
※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考														

指定期間の延長・短縮														
第1回				第2回				第3回						
※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考														

(注) 1 「指定期間」欄には通算した指定期間を記入する。(期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。)

2 決裁者は、申出の期間中に公務の運営に支障がある日が含まれている場合には、職員の指定期間が浪費されないよう、その日を除いて1回の指定期間を指定する。(「備考」欄にはその旨及び除外する日を記入し、「指定期間」欄にはその日を除いて通算した期間を記入する。)

(第三面)

※		休暇の取消し等の期間		日・時間数	介護 休暇の取消し等			備考
		年 月 日	時 間		※ 本人印	決 裁者 の印	裁	
年	月	日	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				
年	月	日から	時 分	日				
年	月	日まで	時 分	日				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

第二十一号様式の二の次に次の一様式を加える。

第21号様式の3 (第40条の3関係)

介護時間願簿

(所属) (職) (氏名)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 要介護者に関する事項	氏名			※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
	続柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居				
介護が必要となった時期		年	月	日			
連続する3年の期間		年	月	日から	年	月	日まで

※	請求の期間			時間	※	請求年月日	※	本人印	承認の可否	決裁		備考
	年	月	日							決裁者の印	裁	
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認		
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 不承認		
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認		
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 不承認		
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認		
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 不承認		
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認		
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 不承認		
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認		
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 不承認		

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

※ 請求の期間		時間		※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁		備考
年	月 日	時	分	年 月 日			決裁者の印		
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 休暇の取消し等の期間			※ 本人印		決 裁		備 考
年	月	日	時	間	決裁者の印		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		
年	月	日から	午前	時分～	時分		
年	月	日まで	午後	時分～	時分		

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第六号

庁 中 一 般
埋蔵文化財センター

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令

山梨県埋蔵文化財センター処務規程（昭和五十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による」を削り、「部分休業」の下に「（育児に係るものに限る。）及び介護時間」を加える。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による」を削り、「部分休業」の下に「（育児に係るものに限る。）及び介護時間」を加える。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則（平成十六年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四条第二項」を「第三条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）
第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一研究職給料表の項中「工業技術センター、富士工業技術センター」を「産業技術センター、畜産酪農技術センター」に改め、「畜産試験場、酪農試験場」を削る。

別表第二イの表6級の項1中「安全対策監、保存整備監」を削り、「首都圏広域推進監」の下に「三府五県対策監」を加え、「技術指導監」を削り、「防災情報通信監」を「監査指導監」に改め、「高度医療企画監」を削り、「医薬品対策企画監」を「森林企画監」に改め、「国際観光振興監」の下に「技術指導監」を加え、「土地推進監」を「企業立地推進監、企業支援推進監」に改め、同項5中「支所長」の下に「

「センター長」を、「副所長」の下に、「副センター長」を加え、同表7級の項3中「支所長」の下に、「センター長」を加え、同表8級の項1中「教諭又は文化振興課」を「文化振興課」に改める。

別表第二ホの表3級の項中「支所長」の下に、「副センター長」を加え、同表4級の項中「支所長」の下に、「副センター長」を加える。

別表第九中

派遣職員
の派遣の期間

を

派遣職員
の
山梨県職員
の
勤務時間等
定する介護

派遣の期間

の勤務時間、休日及び休暇に関する
一条第一項及び山梨県学校職員
に関する条例第十二条第一項に規
定する期間

に改め、同表中「介護休暇又は」を削る。

別表第十家畜保健衛生所の項中「一」を「二」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中

「指導検査監」
「総括工事検査監」

を「総括工事検査監」

「政策企画監」

「安全対策監」
「保存整備監」

を「政策企画監」
「監査指導監」

に、「介護保険指導監」
「高度医療企画監」

を「介護保険指導監」

「技術指導監」

「技術指導監」

「廃棄物対策企画監」
「産業戦略企画監」

を「産業戦略企画監」
「指導検査監」

に、「首都圏広報推進監」を「首都圏広報推進監」

「都圏広報推進監」

「岳安全対策監」

「防炎情報通信監」

「地域医療監」
「緑化推進監」
「立地推進監」

「地域医療監」
「森林企画監」
「緑化推進監」
「企業立地推進監」
「企業支援推進監」
に改め、同部出先機関の項を削り、同部東京事務所の項の次に次のように加える。

大阪事務所

所長

五種

別表第十二知事の事務部局の部工業技術センターの項及び富士工業技術センターの項を次のように改める。

産業技術センター

所長

一種

センター長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
副センター長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
研究管理幹	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）

別表第十二知事の事務部局の部大阪事務所の項を削り、同部家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

畜産酪農技術センター

所長

五種

副所長	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）
支所長	六種
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
次長（支所に勤務する者）	七種

「研究管理幹」八種（人事委員会が認める者にあつては七種）

別表第十二知事の事務部局の部畜産試験場の項及び酪農試験場の項を削る。

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中

「次長」に「新しい文化振興監」を「次長」に教育庁

学校づくり推進室長
付主幹

を「教育付主幹」に改め、同部美術館の項中

副館長 五種

（人事委員会が認める者にあつては四種）

を

副館長	五種（人事委員会が認
次長	七種（人事委員会が認

める者にあつては四種）

める者にあつては六種）

に改め、同部文学館の項中

副館長 五種（人事委員

会が認める者にあつては四種）

を

副館長	五種（人事委員会が認める者にあ
次長	七種（人事委員会が認める者にあ

つては四種

つては六種）

に改め、同部総合教育センターの項中

所長	五種（人事委員
副所長	六種

会が認める者にあつては四種）

を

副所長	五種（人事委員会が認める者にあ
次長	六種

つては四種）

に改める。

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

大学院修学休業の期間

を

大学院修学	山梨県学校
十二年第一	

休業の期間

職員の勤務時間等に関する条例第
項に規定する介護休暇の期間

に改め、同表中「介護休暇又は」を削る。

別表第八の二級の項中

「早川中学校 南巨摩郡早川町保
道志小学校 南都留郡道志村」

を「早川中学校 南巨摩

郡早川町保」に改め、同表一級の項中「早川南小学校 南巨摩郡早川町高住」を「早

川南小学校 南巨摩郡早川町高住
志小学校 南都留郡道志村」に改める。

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正）

第三条 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

派遣職員の派遣の期間

を

派遣職員の	山梨県職員
る条例第十	期間

派遣の期間

の勤務時間、休日及び休暇に関する
一条第一項に規定する介護休暇の

に改め、同表中「介護休暇又は」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表長野県の項を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「伊那市」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号(1)中「家畜伝染病（以下）を「家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。以下この号において）」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病のうち、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した職員

同条第二項中「二百九十円」を「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号及び第二号の作業 二百九十円

二 前項第三号の作業 三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

第五条第二項の表中 「精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

都留児童相談所

第六条第一項中「畜産試験場又は酪農試験場」を「畜産酪農技術センター」に改める。

第九条第一項中「畜産試験場」を「畜産酪農技術センター」に改める。

第十二条第一項中「工業技術センター、富士工業技術センター」を「産業技術センター」に改め、「家畜保健衛生所」の下に、「畜産酪農技術センター」を加え、「畜産試験場、酪農試験場」を削る。

第十四条第一項中「、工業技術センター又は富士工業技術センター」を「又は産業技術センター」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

保健衛生業務従事手当は、衛生薬務課、保健福祉事務所、林務環境事務所、衛生環境研究所又は精神保健福祉センターに勤務し、保健衛生に関する現業を行う職員に対して支給する。

第二十五条の四第一項中「砂防課」の下に「、建築住宅課」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「修学部分休業」の下に「又は法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業」を加える。

第十一条第二項第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「修学部分休業」の下に「又は法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 職員勤務時間条例第十七条又は学校職員勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十三条第一項第一号中「百分の百九以上百分の百七十以下」を「百分の百五以上百分の百七十以下」に、「百分の百三十五以上百分の二百十以下」を「百分の百三十一以上百分の二百十以下」に改め、同項第二号中「百分の九十八以上百分の百九未満」を「百分の九十二・五以上百分の百五未満」に、「百分の百二十一以上百分の百三十五未満」を「百分の百十六・五以上百分の百三十一未満」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十七」を「百分の八十二」に、「百分の百七」を「百分の百二」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の四十二・五超」を「百分の四十二以上」に、「百分の五十二・五超」を「百分の五十二以上」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の四十二・五」を「百分の三十八・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の四十八・五」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号中「までの子」の下に「(条例第八条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)」を加え、同項第二号中「第六条の二」を「第六条の二の二」に、「児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動」を「同条第十四項に規定する事業における子育て援助活動」に、「その子(各事業を利用する者に限る。)」を「これらの事業を利用するその子」に改め、同項第三号中「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」を介護する職員が要介護者を「要介護者を職員が」に改める。

第六条第一項第三号ハ中「畜産課(八ヶ岳牧場)、畜産試験場、酪農試験場」を「畜産酪農技術センター」に改める。

第八条の二の見出し中「制限」を「対象となる子及び職員」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第八条の二第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第八条の四第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 当該請求に係る子が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第八条の四第一項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八条の二第一項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

第八条の四第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第八条の七第一項第四号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る子が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第八条の九第一項に次の二号を加える。

四 当該請求に係る子が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第八条の三第二項又は第三項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

第八条の十一中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「第三号並びに」を「第三号から第五号まで及び」に、「第二項又は」を「第一項から」に改め、「職員の子の下に」「でなくなつた」を加え、「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」を「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」に、「準用する同条第三項」を「準用する同条第二項又は第三項」に改め、「と、同項中「ならない。この場合において、条例第八条の三第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」を削る。

第二十三条第三項中「親」の下に「（当該子について民法第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加える。

第二十四条の三第一項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次項において「要介護者」という。）を「要介護者」に改める。

第三十条を次のように改める。

（介護休暇）

第三十条 条例第十五条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を書面等（書面又は電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を書面等に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第三十四条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第三十条の次に次の二条を加える。

第三十条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を

受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第三十条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第三十四条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「条例第十五条第一項」の下に「又は第十五条の二第二項」を加える。

第三十六条中「書面又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削る。

第三十八条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を、「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「当該指定期間が二週間未満である場合その他人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間」を加える。

第四十条第二項中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

（山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、同条第二号中「親」の下に「（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七條第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

第三条中「条例第三条第七号」を「条例第三条第八号」に改め、同条第一項中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（平成二十九年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）

2 山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年山梨県条例第九号。以下「平成二十九年改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、平成二十九年改正条例第二条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、書面等により任命権者に対して行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十九年改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十九年改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、書面等により任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下この項において「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第三十四条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないも

のとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し中「制限」を「対象となる子及び職員」に改め、同条中「児童福祉法(一)を」を「子(条例第九条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)であつて、児童福祉法(一)に、「第六条の二」を「第六条の二の二」に、「児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動」を「同条第十四項に規定する事業における子育て援助活動」に、「にその子(各事業を利用する者に限る。)」を「で行う事業を利用するもの」に、「赴く場合」を「赴く職員」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第九条の二第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第七条の四第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 当該請求に係る子が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した(特別養子縁組の成立の審

判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第七条の四第一項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第九条の二第一項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

第七条の四第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第七条の七第一項第四号を同条第五号とし、同項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る子が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第七条の九第一項に次の二号を加える。

四 当該請求に係る子が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第九条の三第二項又は第三項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

第七条の十一中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「第三号並びに」を「第三号から第五号まで及び」に、「第一項又は」を「第一項から」に改め、「職員の子」の下に「でなくなつた」を加え、「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」を「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」に、「準用する同条第三項」を「準用する同条第二項又は第三項」に改め、「と、同項中」ならない。この場合において、条例第九条の三第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」を削る。

第二十二条第三項中「親」の下に「(当該子について民法第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。を含む。)」を加える。

第二十三条の三第一項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次項において「要介護者」という。）を「要介護者」に改める。

第二十九条を次のように改める。

（介護休暇）

第二十九条 条例第十六条第一項に規定する職員の出出は、同項に規定する指定期間

（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を書面等（書面又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記入して、県教育委員会に対し行わなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の出出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を書面等に記入して、県教育委員会に対し申し出なければならない。

4 県教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第三十三条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第二十九条の次に次の二条を加える。

2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第二十九条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第三十三条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「条例第十六条第一項」の下に「又は第十六条の二第二項」を加える。

第三十五条中「（書面又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を削る。

第三十七条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十六条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

第三十九条第二項中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（平成二十九年改正条例附則第三項の規定による指定期間の指定）

2 山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年山梨県条例第九号。以下「平成二十九年改正条例」という。）附則第三項に規定する職員の出出は、平成二十九年改正条例第三条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十六条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日を希望する日を明らかにして、書面等により県教育委員会に対し行わなければならない。

3 県教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十九年改正条例附則第三項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十九年改正条例附則第三項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、書面等により県教育委員会に対し申し出なければならぬ。

5 県教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下この項において「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則第三十三条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）
7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務しなかつた時間の計算）

第二条 条例第三条の規定により、職員の給与を減額する場合の時間の計算は、その給与期間内における修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた全時間数によるものとし、その時間数に一時間未満の端数を生じた場合、その端数が三十分未満のときは切捨て、三十分以上のときは一時間として計算するものとする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第三条 勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給与月額は、給与を減額又は減給された場合でも本来受けるべき給与の月額とする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第一項の規定により減給処分を受けている職員について、条例第三条の規定に基づき給与を減額する場合の勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給与月額は、その期間に限り減額された給与の月額とする。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める手当は、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）とする。

3 条例第三条の人事委員会規則で定めるものは、当該勤務の属する年度の現日数から当該年度の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下この項において「県職員勤務時間条例」という。）第三条第一項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下この項において「学校職員勤務時間条例」という。）第四条第一項に規定する休日（以下この項において「週休日」という。）又は県職員勤務時間条例第九条又は学校職員勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに、県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項の規定により定められたその者の一週間当たりの平均勤務時間を五で除して得た数を乗じたものとする。

（修学部分休業の申請等）

第四条 修学部分休業の承認の請求は、修学部分休業承認申請書により、当該部分休業を始めようとする日の一月前までに「行うものとする」。

2 修学部分休業をしている職員は、条例第四条第一号又は第二号に規定する休業の承認の取消し事由に該当するときは、修学状況変更届により届け出なければならぬ。

3 条例第四条第三号に規定する修学部分休業の承認の取消しについての職員の同意は、修学部分休業の承認の取消同意書により得るものとする。

4 任命権者は、第一項の申請又は第二項の届出について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請を行った職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(高齢者部分休業の申請等)

第五条 高齢者部分休業の承認の請求は、高齢者部分休業承認申請書により、当該部分休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 条例第五条第四項に規定する休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業時間延長承認申請書により、休業時間の延長を始めようとする日の一週間前までに行うものとする。

3 条例第七条に規定する高齢者部分休業の取消し又は休業時間の短縮についての職員の同意は、高齢者部分休業の取消等同意書により得るものとする。

4 前条第四項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。

(雑則)

第六条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「副所長」を「副所長 センター長」に改め、同表教育委員会の項中「教育監 文化振興監」を「教育監」に改め、同表教育機関の項中「館長 副館長」を「副館長」に、「所長 副所長」を「副所長 次長」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程(昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第五十条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 職員は、職員勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。

第五十五条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 介護時間願簿

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局専決規程(昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号ハ中「修業部分休業」の下に「及び高齢者部分休業」を加え、同条中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県公安委員会

委員長 尾方 恵

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部次のように改正する。
 第八条の二の表に次のように加える。

三十 昭和町道三四号	山梨県中巨摩郡昭和町築地新田字新居卷一五番七先から山梨県中巨摩郡昭和町築地新居字大島二、〇〇〇番一先まで
三十一 主要地方道甲斐中央線	山梨県甲斐市西八幡字戸田道下三、六二九番一先から山梨県中巨摩郡昭和町築地新居字大神七五二番二八先まで
三十二 主要地方道甲府南アルプス線	山梨県中巨摩郡昭和町西条字中河原三、四〇一番一先から山梨県甲斐市西八幡字戸田道下三、六六八番一先まで
三十三 主要地方道甲府南アルプス線	山梨県中巨摩郡昭和町西条字中河原三、四〇一番一先から山梨県甲斐市徳行三丁目一、二六九番一先まで
三十四 南アルプス市道工業団地五号線	山梨県南アルプス市戸田字南戸田九五四番先から山梨県南アルプス市戸田字中戸田一八九番先まで
三十五 南アルプス市道工業団地四号線	山梨県南アルプス市戸田字中戸田二七九番六先から山梨県南アルプス市宮沢字東宮沢一六〇番先まで
三十六 斐崎市道（藤井）四六号	山梨県斐崎市藤井町北下條字大原二、二二三番先から山梨県斐崎市藤井町坂井字村ノ前五二七番三先まで
三十七 主要地方道茅野北杜斐崎線	山梨県斐崎市藤井町北下條字堂坂上二、一三九番先から山梨県斐崎市水神二丁目五、〇六八番先まで
三十八 斐崎市道（斐崎）二八号	山梨県斐崎市水神二丁目四、九五二番先から山梨県斐崎市水神二丁目四、九九八番先まで
三十九 一般国道五二号	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一、一六一番一先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一、五七〇番二先まで

附則

- (施行期日)
 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十九年三月三十日

山梨県議会議長 鈴木 幹 夫

山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令
 山梨県議会事務局職員服務規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を、「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に改め、「介護休暇願簿」の下に「第八号様式の三」を加える。

第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十六条の三 職員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿（第八号様式の四）により、あらかじめ願ひ出て承認を受けなければならない。
 第八号様式の三を次のように改める。

第8号様式の3(第16条の2関係)

介護休暇願簿

(所属)

(職)

(氏名)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※要介護者の状態及び具体的な介護の内容

※要介護者に関する事項	氏名		
	続柄		
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となった時期		年	月
		年	月

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

指定期間の申出・指定					
第1回		第2回		第3回	
※申出の期間	※申出日	※本人印	※申出の期間	※申出日	※本人印
年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで		
決裁者の印	指定期間	決裁者の印	指定期間	決裁者の印	指定期間
年 月 日	月 日	年 月 日	月 日	年 月 日	月 日
備考					

指定期間の延長・短縮											
第1回				第2回				第3回			
※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	決裁者の印	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	決裁者の印	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	決裁者の印
(年 月 日から) 年 月 日まで			延長・短縮後の指定期間	(年 月 日から) 年 月 日まで			延長・短縮後の指定期間	(年 月 日から) 年 月 日まで			延長・短縮後の指定期間
(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日
備考											

(注) 1 「指定期間」欄には通算した指定期間を記入する。(期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。)
 2 決裁者は、申出の期間中に公務の運営に支障がある日が含まれている場合には、職員の指定期間が浪費されないよう、その日を除いて1回の指定期間を指定する。(「備考」欄にはその旨及び除外する日を記入し、「指定期間」欄にはその日を除いて通算した期間を記入する。)

介護休暇の請求・承認

※ 請求の期間		時間	日・時間数	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁者の印	備考
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

第八号様式の三の次に次の様式を加える。

第8号様式の4 (第16条の3関係)

介護時間願簿

(所属) _____ (職) _____ (氏名) _____

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 要介護者に関する事項	氏名			※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居		
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
	介護が必要となった時期	年	月	日	
連続する3年の期間		年	月	日から	年
		年	月	日まで	

※	請求の期間		時間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁		備考							
	年	月					日	決裁者の印		裁						
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分	時	分	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

(第二面)

※ 請求の期間			時間		※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁		備考
年	月	日	時	分	年	月	日	決裁者の印	裁	
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	午前	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	午後	時	年			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

第九号様式中「第16条の3(関係)」を「第16条の4(関係)」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県議会訓令甲第二号

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県議会議長 鈴木 幹 夫

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年山梨県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「株式会社等」を「一般株式会社等」に

「上場株式会社等に係る配当所得

を

「上場株式等の譲渡に係

「上場株式等の配当等に

事業所得、譲渡所得及び雑所得			
係る利子所得及び配当所得			

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。